

エコ・センチュリー21の産廃焼却施設に意見書を出しましょう！

エコ・センチュリー21(株)対策
山家・御笠特別委員会

エコ・センチュリー21は、令和4年1月、福岡県に対し、産廃焼却施設の設置許可の申請書を提出しました。

これから、福岡県にて、設置に関する審査が行われます。

5月27日から、この申請書と生活環境影響調査書が公開（縦覧）されました。

7月11日まで、住民等から意見書を提出することができます。

意見書の提出は、産廃焼却施設の設置に利害関係がある住民の権利ですので、皆さんひとりひとりから意見を出していただきますよう、心よりお願いいたします。

エコ・センチュリー21の申請書等の内容は、山家や御笠のコミュニティセンターにて住民の皆様も確認することができますが、内容の概略は以下のとおりです。

- ① 施設の使用開始の予定年月日： 令和6年10月1日
- ② 廃棄物の搬入： 9～17時（日・祝を除く）、運搬車両は1日あたり約50台
- ③ 水処理： 焼却施設内部（灰出し装置等）で使用された水やゴミ集積場での汚水等は、焼却炉内で噴霧処理。施設建物周囲の雨水の一部はガス冷却に使用されるが、それ以外は調整池を経由して場外放流。建物周囲外の雨水はすべて調整池を経由して場外放流。
- ④ 1日あたりの灰発生量： 焼却灰約11トン、処理ダスト約6トン
(有害性が高く、別の処分場で埋立処理される予定)

意見書の提出者は、老若男女、成年・未成年を問いません。また、意見書の作り方がわからない方は、用意した用紙の□にレ印を入れる形で意見書を作ることができますので、ご利用ください。

意見書は特別委員会でとりまとめて提出することもできますので、これを希望される方は、各地域の区長や隣組長などに対し、記入済の意見書をお渡しください。

生活環境保全上の見地からの意見書

令和4年 月 日

福岡県知事 殿

(利害関係の内容) 施設の不適正操業が生じた場合に健康等をはじめとする生活上の利益が害される関係にあるもの

(住所)

(氏名)

エコ・センチュリー21(株)が設置しようとする産業廃棄物中間処理(焼却)施設(設
置場所：福岡県筑紫野市大字山家2053番42)についての意見は、次のとおりである。

【意見】(意見とするものを選んで□にレ点でチェック。複数チェックも可)

- 施設の設置について、生活環境保全上の懸念はない。
(内容(任意):)
- 施設の設置で、大気(空気)の環境が悪くなるという懸念・問題がある。
(内容(任意):)
- 施設の設置で、水の環境が悪くなるという懸念・問題がある。
(内容(任意):)
- 施設の設置で、騒音や振動の被害が生じるという懸念・問題がある。
(内容(任意):)
- 施設の設置で、交通の環境が悪くなるという懸念・問題がある。
(内容(任意):)
- 施設の設置について、周辺環境をふまえた立地上の懸念・問題がある。
(内容(任意):)
- 施設稼働について、事業者の知識・技能や経理的基礎に懸念・問題がある。
(内容(任意):)
- 施設の設置について、次のとおりの懸念・問題がある。
(具体的内容)